

## 帯広畜産大学同窓会表彰規定

本会の会員に対する表彰の規程を次のとおり定め、平成 25 年 10 月 5 日より施行する。

### 1 表彰

#### 1-1 表彰の種類と基準

表彰は、次のいずれかに該当する者について行う。

##### (1) 感謝状

同窓会長及び支部長の役職にあった者並びに本会もしくは支部会の発展に著しく寄与した者

##### (2) 表彰状

功績が極めて顕著で母校の名誉を高揚させた者

#### 1-2 表彰者の申請

表彰の申請は、次により行う。

(1) 支部長並びに支部役員又は会員が表彰に該当するに至ったときは、その支部長が、その理由を記入した申請書を会長に提出するものとする。

#### 1-3 表彰者の決定

会長は、前条の申請にもとづき役員会で審査し、表彰を決定する。

#### 1-4 表彰の方法

表彰は、感謝状又は表彰状及び記念品を贈ることとし、会長がこれを行う。表彰される者が表彰前に死亡したときは、前項の規定により追彰する。

#### 1-5 表彰の時期

表彰は、原則として同窓会総会および支部総会において行う。